

## 風しん追加的対策 Q&A ver.9 (令和元年 9 月 17 日版)からの抜粋

### ★抗体検査に係るもの

**Q14** 診療所により定めている通常診療時間帯に関わらず、月～金曜日午前 8 時～午後 6 時までの間、土曜日午前 8 時～正午までの間を通常時間とし、それを超える時間はすべて時間外として請求して良いと考えてよろしいか。

**A14** 抗体検査の価格区分において「時間外」という区分は設けていないが、医療機関を受診して行う場合であって、「月～金曜日午前 8 時から午後 6 時までの間、または土曜日午前 8 時から正午までの間に医療機関を受診して行う場合（休日を除く）」に含まれるか「上記以外の時間に医療機関を受診して行う場合」に含まれるかを判断するに当たっては、当該の医療機関が通常診療を行っている時間に関わらず、字義通り判断して差し支えない。

**Q27** 保険診療を行った日と同日に本事業の抗体検査を行うことは可能か。可能な場合、適用すべき価格はどれか。

**A27** 可能。医療機関を受診して行う場合の価格を適用する。

**Q36** 現在実施している風しん抗体検査事業の対象者である妊娠を希望する女性等としており、その一部は緊急風しん抗体検査事業の対象者と重複するが、どちらの事業が優先されるのか。

**A36** 定期の予防接種に結びつけることが目的であり、昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性が、クーポン券を持参した場合は市町村事業で実施していただくが、クーポン券を忘れた場合等は、検査希望者のニーズに合わせたご対応をお願いしたい。なお、予防接種の実施主体は市区町村であるため、風しん抗体検査事業にて都道府県事業で抗体検査を希望する者がいる場合は、抗体検査結果の共有について御検討いただきたい。

**Q44** 手引きにおいて、過去に抗体検査で陽性であった記録や予防接種を行った記録があれば対象としない、とあるが、記録というのは、どこまで正確なものが求められるのか。一定の要件を示していただきたい（H26.4 月以降の抗体検査や過去の予防接種の記録は、本

人が記録を持っていなくても、市町村に記録がある場合は、「記録がある」ということで判断してよいか。).

- A44 抗体検査については、検査を行った記録のみならず検査結果の記録も備えていることが求められる。予防接種については、風しんワクチン又は風しん含有ワクチンの接種を行った記録があれば足り、ワクチンの種類やロット番号の情報は要さない。  
(括弧内について) 貴見のとおり判断して差し支えないが、それをもって対象者本人の意向と異なる判断をする場合は、説明等に十分配慮されたい。

Q45 風しん抗体検査受診票で、「風疹に罹ったことがある」で「はい」、「そのときの風しんの抗体検査や診断書等がありますか」が「はい」であるとき、対象者が証明書等を持参していない場合も抗体検査の対象にならないのか。市町村の判断でよろしいか。

- A45 対象者が記録を持参する等してその内容を確認できなければ、風しんの罹患の事実が確認できないものとして取り扱って差し支えない。

Q46 手引き(第1版)のフロー図で、「風しん(検査で証明(※1))にかかったことがある」とあるが、これは検査結果の記録がない場合は「いいえ」でよいのか。

- A46 そのとおり。

Q47 平成26年4月1日以降に風しんの抗体検査を受けて「抗体陰性」の記録がある場合について、医療機関・健診機関向け手引き(第1版)の32~33ページのQ08では、「平成26年度以降に風しんの抗体検査を受け、風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価であることが確認できた場合は、抗体検査を受けることなく、風しんの第5期の定期接種を実施することが可能です。」となっているが、「受診者が受検を希望される場合」は、抗体検査を実施してよいのか。

- A47 対象者が平成26年4月1日以降に抗体検査を受け、陰性であったことが確認できたとしても、対象者が抗体検査の実施を希望する場合には、抗体検査を実施して差し支えない。

Q61 既に抗体検査を受けていた方で成績書を持参し抗体価が低くワクチン接種が必要な者が受診した場合、もしくは医師の問診の結果から抗体価が低いと判明した場合、抗体検査は「不要」と判断するために受診票を使うこととするのか。その場合はクーポン券を受診票に貼ることになるのか。それとも、予診票のみとなる

のか。また、不要と判断した場合の受診票は市に提出させたり医療機関にて保管する必要があるのか。

A61 ご指摘の「既に抗体検査を受けていた方で成績書を持参、抗体価が低くワクチン接種が必要な者」については、当該「成績書」の記載を確認したことを以て、風しんの第5期の定期接種の対象者であることを確認し、定期接種を実施していただき差し支えない。その際、実施機関においては、当該「成績書」の記載に基づき、風しんの第5期の定期接種の対象者であることを確認した旨を、予診票の「医師記入欄」に記載すること。このケースにおいて、抗体検査の受診票及びクーポン券は使用されない。また、ご指摘の「不要と判断した場合の受診票」の市への提出及び実施機関での保管は必須ではないが、実施機関等との調整の上で実施機関の負担等にも配慮しつつ運用していただくことは差し支えない。

Q64 成人男性に対する風しん抗体検査について、「予防接種記録がある」または「本人が検査を希望しない」等の理由で検査を実施しない場合、国保連への受診票提出は不要でしょうか。また、受診票への抗体検査結果の転記、受診医療機関の記載等は不要でしょうか。

A64 御指摘の「予防接種記録がある」又は「本人が検査を希望しない」等、何らかの理由で抗体検査を実施しない場合は、国保連への受診票提出は不要である。

Q66 クーポン券を貼った抗体検査受診票（予診票、兼同意書、兼請求書）のうち本人控えを本人に渡すタイミングは、抗体検査で医療機関／健診機関を受診した日か。

A66 ご本人控えには、抗体検査の結果について記載する必要があるため、抗体検査の結果を記載したあとご本人に渡すことを想定している。

Q70 抗体検査受診票で、対応した結果本人が抗体検査を「希望いたしません」となった場合に、請求できるのか。

A70 ご指摘の「本人が抗体検査を「希望いたしません」となった場合」など、何らかの理由で抗体検査を実施しない場合、クーポン券を用いた費用請求はできない。

Q76 検査結果を受検者が取りに来なかった場合や郵送しても返送され、検査を実施した病院に検査結果がのこったままになってしまった場合でも、検査は実施したので国保連の請求に1件となり、検査費用は医療機関に支払われるのか。

A76 ご認識のとおり、検査件数を1件として請求可能である。

**Q192 健診機関で行った抗体検査の結果表は、国の示す受診票によらず既存の結果表を利用することとしてよいか。**

A192 支払請求事務に係る様式は国の示す全国统一様式の受診票を用いるようお願いいたします。

被検者に通知する様式については、下に示す一定の項目を含むものであれば、既存の結果表を利用していただいで差し支えありません。

被検者に渡す結果表に記載が必要な項目（書面上に記載）：

- ・ 風しん抗体検査の結果（検査方法、測定抗体価、単位）
- ・ 検査実施場所（実施機関名）、検査年月日

被検者に必ず伝達いただきたい項目（書面又は口頭）：

- ・ 風しんの第5期の定期接種の対象かどうか。
- ・ 対象者である場合、予防接種実施の推奨。

**★予防接種・ワクチンに係るもの**

**Q89 予防接種費用は市町村別に設定するとあるが、A県a市に住所地を有する対象者がB県b市内の医療機関で接種した場合、a市とb市のどちらの金額が適用されるのか。**

A89 a市の単価が適用される。

**Q92 予防接種に関する今回の集合契約は、医療機関名での契約となるが、予防接種法施行令第4条によると予防接種医師名を予め提示しておく必要があると思うが、提示の方法は。**

A92 今回の風しんの追加的対策は全国的な集合契約となり、「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約書」第5条第1項において、定期接種の業務を行う医師の氏名を実施機関において掲示することとしている。掲示の方法について、例えば、医師の氏名を記載した紙を実施機関内の掲示板に掲示するなどの方法がある。なお、集合契約の実施機関一覧を厚生労働省ホームページに掲載する予定であり、当該実施機関一覧を市町村のホームページなどで周知するとともに、実施機関において医師の氏名を掲示している旨、公告していただきたい。

**Q94** 予防接種法施行令第4条、委託契約書第5条第1項により、予防接種医師名をあらかじめ提示するとなっているが、医師が一人（院長）しかいない状況でも掲示する必要があるのでしょうか。

A94 予防接種法施行令第4条第1項により、医師の氏名を公告することとなっているので、医師の人数に関わらず、掲示する必要がある。

**Q98** 抗体検査の結果、予防接種が必要となった者への定期の予防接種について、その対象期間はいつまでか（風しんの追加的対策期間以降も当時必要であった者は定期接種として予防接種を受けられるのか）。

A98 2022年3月31日までの時限措置として定期接種を行うものであり、その期日を経過した後は、原則として定期接種の対象とならない。

**Q99** 抗体検査の結果、予防接種が必要であると判明したものについては、検査から接種までの時限を設けず、追加的対策の実施期間内であればいつでも予防接種を受けられるようにすべき。

A99 抗体検査の結果、十分な量の抗体がないことが判明した者については、2022年3月31日までの間、定期接種の対象となる。

**Q101** 過去に任意接種で接種した者は、抗体検査及び定期接種の対象となるのか。

A101 過去に任意接種で接種した者は、予防接種を受けた記録がある場合、（十分な量の抗体価があるものとみなして）抗体検査を受けなくても差し支えないが、本人が希望した場合には抗体検査の対象となる。また、抗体検査の結果、十分な量の抗体価がないことを証明できる場合は定期接種の対象として取り扱うことができる。なお、風しんの第5期の定期接種は1回接種となっているため、定期接種を1回接種した後、十分な量の抗体価がないことが判明しても定期接種として2回目の接種はできない。

**Q103** 風しんの追加的対策対象者について、手引き（第2版）45ページ「風しんの抗体検査実施フロー」によると、風しんにかかったことがあり、罹患記録のある人は希望者のみ抗体検査対象となっているが、抗体検査後、結果が陰性であった場合、風しんの第5期の定期接種として取り扱うことは可能か。

A103 風しんにかかったことがあり、罹患記録（手引き※1）のある人で、抗体検査の結果が陰性になるケースは非常に稀であると考えている。そのようなケースが発生した場合には、個別に厚生労働省健康局健康課予防接種室までご相談いただきたい。

**Q104** クーポン券を使用し、風しん抗体検査（HI法）を受検し、検査結果が判定不能となった方がいた場合の取扱いについて。

A104 今回の事業では1回の抗体検査で十分な量の風しんの抗体があるか否かを判断することを想定しており、抗体検査について複数回の費用請求はできない。また、十分な量の風しんの抗体がある者は定期接種の対象外となるため、十分な量の風しんの抗体がある可能性がある者に予防接種を提供した場合、本件事業の費用請求はできない。

検査結果が判定不能となった方に対する再検査等については、保険診療等、本件事業以外における取り扱いに準じることを基本としつつ、各医療機関と衛生検査所の間で調整いただくなど、各自治体において適切にご対応いただきたい。

**Q105** 本市では、既存の風しん対策事業ではHI法で16倍以下を対象としており、整合性が取れないと混乱が生じるおそれがある。本市の既存の風しん対策事業を8倍以下を対象にしても安全上、問題はないのか、8倍を超えていればワクチン接種をする必要はないとする根拠を示していただきたい。

A105 定期接種の対象とする抗体価については、厚生科学審議会の議論において、  
・平成26年2月に厚生労働省が公表した「予防接種が推奨される風しん抗体価について（HI法）」において、HI法による抗体価8倍および16倍の方（妊娠を希望する女性などを除く）については「過去の感染や予防接種により風しんの免疫があり、風しんの発症や重症化を予防できると考えられます。」「確実な予防のため、風しん含有ワクチンの接種を希望される方は、かかりつけ医等と接種についてよく御相談されたい。」とされていること、

・風しんの集団免疫にかかる議論においては、一貫してHI法で8倍未満の抗体価の者の割合が指標とされてきたこと

等を踏まえ、今回の事業のように、我が国が風しんの集団免疫を獲得し、今後風しんの感染拡大が起こらないようにすることを目的とする場合、抗体価がHI法で8倍未満の者の割合を減らしていくことが必要とされた。

他方、当該の目的であっても、不確実性を考慮し、より一層の安全を担保する観点から、HI法で8倍の抗体価の者についても定期接種の対象に含むことが望ましいとの指摘があった。

これらを踏まえ、今回の事業においては、HI法で8倍以下、または他の検査法でそれに相当する抗体価の者を定期接種の対象とすることとした。

**Q106** 本市では成人の風しん予防接種の助成を行っているが、妊娠を希望する女性や風しん抗体価の低い妊婦の同居の家族に、HI法16倍やEIA法8未満の抗体価の

者が多くみられ、この値の者は予防接種を推奨し、予防接種の助成も行っている。Q&Aでは、この値の者が定期接種の対象とならないとなっているが、基準値の考え方は変わらないのか。厚生労働省作成のPDF「予防接種が推奨される風しん抗体価について」との整合性はどうなるのか。

A106 A104のとおり。

**Q108** 当市では、妊娠を希望する女性等を対象とする風しん抗体検査については、EIA法で8.0未満の方に低抗体価としてワクチン接種を勧めているが、風しん第5期予防接種の対象者はEIA法で6.0未満とされている。風しん第5期予防接種の対象者がクーポン券を忘れた等の理由により、妊娠を希望する女性等を対象とした抗体検査を受検することも想定されるため、定期接種の対象となる抗体価の基準に合わせて、6.0未満の方にワクチン接種を勧奨するよう変更すべきか。

A108 追加的対策は主として集団免疫の獲得を目的としたものであるため、その基準は、主として個人予防における目安を示した平成26年2月の「予防接種が推奨される風しん抗体価について」を変更するものではない。すなわち、EIA価6.0以上8.0未満の「十分な免疫を保有していない妊婦」の同居者などが個人予防を希望する場合には、確実な予防のため風しん含有ワクチンの接種が推奨される。

**Q111** 抗体検査を受けずに予防接種を行った場合、定期接種として取り扱うことは可能か。

A111 風しんの第5期の定期接種を行うに当たっては、予防接種法第7条に基づき問診等の合理的な方法によって、接種を行ってはならない者か否かを判断する必要がある。このため、予防接種法施行規則第2条で予防接種を受けることが適当でない者として規定された「風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者」に該当するかどうかを確認する必要性が生じ、抗体検査の結果を確認せずに行った予防接種は、基本的には手続き的な瑕疵があるものであり、法に基づかない予防接種として取り扱われる。

**Q116** 予防接種の単価の都合等から、他の地域からの受診者を断ってもよいか。断ることができるのであれば、予め医療機関のホームページや問い合わせ時に周知しておく予定であるが如何か。

A116 被接種者の利便性向上の観点から、居住地以外でも接種できるようにすることを目的として集合契約の枠組みが必要と考えている。この趣旨を踏まえ、集合契約における定期接種においては、実施機関が所在する市町村外に居住する方に対しても、接種を行っていただきたい。

**Q120** 使用するワクチンはMRワクチンでよいか。集合契約で実施する予防接種では、風しん単独ワクチンは使用できないという認識でよいか。

A120 風しんの第5期の定期接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン（風しん単味ワクチン）を用いることが可能であるが、原則、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）を使用することとしている。集合契約においては、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）のみを使用することとし、契約書にその旨記載している。

**Q122** 風しん第5期定期接種で使用するワクチンは原則MRワクチンで、風しん単独ワクチンの使用も可ということだが、麻しん単独ワクチンで副反応があった方は、風しん単独ワクチンを使用しても差し支えないか。また、風しん単独ワクチンでの接種をする場合は自費にならないという認識でよいか。

A122 医学的にMRワクチンの接種が適当でない場合において、風しん単独ワクチンを接種することは差し支えない。風しん単独ワクチンを接種した場合は集合契約の対象外だが、定期接種の対象にはなる。

**Q124** MRワクチンの接種希望者について、万が一、ワクチン不足等が生じた場合の、優先すべき接種対象者などを示していただきたい。

A124 MRワクチンの供給量については、今春以降、一定量のワクチンが追加供給される見込みであることを確認できているが、一時的又は局所的であっても、MRワクチンの需要が逼迫した場合は、小児の定期接種を最優先とする。次いで、風しんや麻しんの発生状況に応じて、風しんの抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性、妊婦の同居家族で風しんの抗体価が低いことが判明した者に対する第5期定期接種又は任意接種、若しくは医療関係者等に対する麻しん対策としての任意接種を優先するといった基本的な考え方を踏まえつつ、卸売販売業者から医療機関に納入する際や医療機関でのワクチン接種の際に配慮することが望ましい。

**Q129** 予防接種を実施した場合の接種済証は不要か（予防接種の全国統一様式ご本人控えがその代りとなりうるのか）。定期接種なので、接種済証は市区町村で公印を押印したものを発行するのか。小児の定期予防接種は、母子健康手帳に予防接種を実施した医師が証明すべき事項を記載するが、この方法と同様に接種を実施した医師が接種を証明することはできないか。（施行規則の変更は行わないのか。）

A129 定期接種を実施した場合は、予防接種済証の交付が必要となる。集合契約においては、実施機関において、国保連に送付する予診票とは別の予診票に対象者の「住所」「氏名」「生年月日」及び「実施場所・医師名・接種年月日」を実施機関で記載



した上で、ご本人控え（兼予防接種済証）のクーポン券を貼付し、対象者に交付することにより、予防接種済証として取り扱うことができる。なお、必要事項が全て記載された予診票を複写した上で、クーポン券（ご本人控え）を貼付し、予防接種済証として交付することも可能である。

#### ★集合契約に係るもの

**Q132 特定健診の健診機関のように検査のみの実施の場合はどのような契約となるのか。**

A132 健診機関において、検査のみを行っており予防接種を行っていない場合には、委任状の選択欄において、検査のみ実施する旨を記載し、集合契約に参加いただくことになる（検査のみでも集合契約に参加可能）。

**Q134 当医療機関は、火曜日及び木曜日しか抗体検査の対応が困難であるが、集合契約に参加しても差し支えないか。当医療機関が火曜日及び木曜日しか対応できない旨を厚生労働省ホームページに掲載いただく予定の「実施機関一覧表」に盛り込んでもらえないか。**

A134 医療機関のご都合により検査日が限られる場合でも集合契約に参加いただいて差し支えない。なお、医療機関の個別の事情については、実施機関一覧表には掲載する予定はありませんので、医療機関のホームページや検査希望者からの問い合わせの際に周知いただきたい。

**Q138 委任状の医療機関コードについて、最初の2桁は都道府県番号、次の1桁は医科1、医療機関コード7桁の計10桁を記入すればよろしいでしょうか。**

A138 医療機関等コードは、原則として、診療報酬等の請求時に用いる10桁（都道府県番号2桁、点数表番号1桁、郡市区番号2桁、医療機関等番号4桁、検証番号1桁の計10桁）のコードを記載してください。また、特定健診を実施する医療機関・健診機関におかれましては、特定健診で用いられる10桁のコードを記載いただいても差し支えない。その他、上記に該当しない一部の健診機関等は、7桁のコードを記載していただきたい。

その際、登録した医療機関コード又は健診機関コードに紐づく支払先口座に、本事業に係る費用の振込みがなされますことを申し添える。

★クーポン券に係るもの

Q177 予防接種における「予診のみ」とは「不可問診」の意でよいか。「予診のみ」が2回分あるがどのような想定か御教示願いたい。

A177 「予診のみ」は、予診の結果、予防接種を受けられない場合を想定している。2回分存在するのは「予備」として想定していたが、現案では1回分となっている。